

# 建築工事等を 実施する皆様へ

この工事は 工事監理者を  
定めなければならない工事です  
～工事監理ガイドラインを活用しましょう～

令和4年7月  
愛媛県建築物安全安心マネジメント協議会

(特定行政庁)

愛媛県 (建築住宅課)  
松山市 (建築指導課)  
今治市 (建築課)  
新居浜市 (建築指導課)  
西条市 (建築審査課)  
宇和島市 (建築住宅課)

(関係機関)

株式会社 愛媛建築住宅センター  
日本ERI 株式会社 松山支店  
株式会社 西日本住宅評価センター 松山事務所  
株式会社 建築構造センター 愛媛事務所  
公益社団法人 愛媛県建築士会  
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会  
一般社団法人 日本建築構造技術者協会 四国支部 愛媛支所  
独立行政法人 住宅金融支援機構四国支店

# この工事は 工事監理者を定めなければならない工事です

## ～工事監理ガイドラインを活用しましょう～

(建築主の皆さんへ)

- ▶ この工事は、工事監理者（建築士）を定めて、その者の責任において、設計図書のとおりの実施を確認することを要する工事です。
- ▶ 工事監理の実施を建築士（建築士事務所）に依頼するにあたっては、「工事監理ガイドライン」の内容を、建築主及び建築士双方が理解のうえで、個別の工事に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定することが重要です。この点を踏まえて、「工事監理ガイドライン」を適切に活用した工事監理の依頼を行いましょう。



愛媛県HP  
(工事監理ガイドライン)

- ▶ ○ 工事監理ガイドライン（平成21年策定）

《追補：工事監理ガイドラインと併せて活用》

- ▶ ・ 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（平成28年策定）  
※基礎ぐい工事における工事監理の合理的な方法について具体的な内容・考え方を示すもの
- ▶ ・ 賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン（令和元年策定。令和4年1月改定）  
※賃貸共同住宅（鉄筋コンクリート造等を除く。）を対象に「工事と設計図書との照合及び確認」に係る工事監理ガイドラインの補足等を行ったもの。  
なお、令和4年1月改定により、「木造の屋外階段に関する工事と設計図書との照合及び確認方法等」を追加

(※) 建築基準法第5条の6第4項（抜粋）

建築主は、(略)工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項(略)に規定する建築士又は、同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

## 工事監理ガイドラインの概要など

### 【ガイドライン策定経緯】

平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題への対応としてとりまとめられた「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（平成18年8月社会資本整備審議会答申）を踏まえて、「工事監理ガイドライン」を国土交通省が平成21年に策定しています。

### 【概要】

「建築士法第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成31年国土交通省告示第98号、(旧)平成21年国土交通省告示第15号）において、「工事監理に関する標準業務」とされているもののうち、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示するものです。

### 【対象工事】

建築物の新築工事であって、次の①、②に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る）が対象です。

- ①戸建て木造住宅（軸組構法及び枠組壁工法によるものに限る）
- ②戸建て木造住宅以外の建築物（非木造建築物等）

### 【活用の考え方】

適正な工事監理を行うためには、ガイドラインの内容を、建築主及び建築士双方が理解のうえで、個別の工事に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定することが重要

です。なお、この際にガイドラインに基づいて工事監理を行うことが強制されるものではありませんが、工事監理者は、工事監理を行う工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されていることを確認する必要があります。（建築士法第2条第8項）